

奈良県地域貢献サポート基金（奈良県協働推進基金）

寄附者テーマ設定型協働推進事業 募集要項

イオングループからの寄附金を活用した 「奈良の文化遺産やまちなみの保全事業」

1 趣旨・目的

- 「奈良県地域貢献サポート基金」は、多様な主体が連携・協力して地域課題に取り組むことにより、くらしやすい地域づくりを進めることを目的として設立されました。
- 本基金では、県民・事業者の皆様等からいただいた寄附金を活用して、地域課題の解決に取り組むNPOや自治会等の地域貢献活動団体の活動を支援します。
- 今回募集するのは、イオングループからの寄附金を活用した「奈良の文化遺産やまちなみの保全事業」です。

2 寄附者様がテーマを設定した趣旨

私たちイオングループは、「お客様を原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念のもと、様々な環境・社会貢献活動に取り組んでいます。

奈良県には、文化遺産をはじめ、近世の面影を残す歴史的なまちなみを有する地区も数多く存在します。

今回、「古都ならWAON」カードの利用金額の一部を寄附し、奈良の文化遺産やまちなみの保全活動を支援することで、「古都なら」の保全に役立てていただきたいと思います。

3 募集事業

- 以下の（１）から（５）までのすべての条件を満たす企画提案を募集し、その中から優れた提案を選定して補助を行います。

（１）寄附者設定テーマに合致する事業であること。

＜事業例＞

○文化遺産や歴史的まちなみに関する、

- ・普及啓発活動（講演会、シンポジウム、展示会等）
- ・人材育成（伝承者の養成、文化財保護に対する協力者の養成等）
- ・記録作成等（映像、写真、文章による記録作成、編集等）
- ・調査研究等（調査研究、資料収集等）
- ・保全活動（緑地・里山の整備等）

○文化遺産や歴史的まちなみを活用した、

- ・地域の活性化活動（集客イベント、観光拠点施設の整備、地域づくり等）

（２）応募団体の規約・定款等で、行うことができる事業であること。

（３）社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業ではないこと。

- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・政治、宗教にかかわる事業
- ・営利を目的とした事業
- ・法令等に違反している事業

（４）国または奈良県の他の事業により補助又は委託を受けている事業ではないこと、もしくは受ける見込みのある事業ではないこと。

（５）新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策が可能であること。

＜対策例：内閣官房のウェブサイト参照＞

- ・三密（密閉空間・密集場所・密接場面）が重なる状況を避ける工夫をすること
- ・マスク着用等の咳エチケット
- ・手洗いや消毒（物品含む）の徹底
- ・事業に関わる人の健康管理を行う など

4 補助事業の期間

○ 補助事業は、次の期間に実施し、かつ、完了する事業とします。

令和２年９月１０日から令和３年２月２８日まで

5 選定件数及び補助金額等

○ 選定件数

３、４件程度

○ 補助金額

１事業４０万円を上限（総額１,２８７,４４８円を上限）

○ 補助対象経費

事業の実施に直接要する会議費、交通費、印刷製本費、通信費、諸謝金、消耗品費等の経費

※人件費は助成金額の５０％まで

（人件費については、最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金以上の支払いを行うこと。）

※備品は助成金額の２０％まで

（単価が２万円以上の物品は原則備品扱い。他事業においても使用可能な汎用性の高い物品は不可。）

- 対象外経費
 - ・他の者からの補助や委託等を受けて実施する事業にあつては、その額に相当する経費
 - ・飲食に係る経費
 - ・団体の事務所の管理運営費
 - ・団体の財産形成につながる工事請負費
 - ・団体の構成員自身への諸謝金
- 補助率
補助対象経費の10分の10
- 補助事業による収入
当該補助による事業を実施する際は、受益者からの利用代金や入場料金等の徴収は行わず、原則無料で行うものとします。ただし、講座におけるテキスト代や教材費等の実費相当額を徴収する必要がある場合は、当該金額を徴収することができます。この場合、補助金額は、補助対象経費から当該補助事業による収入を除いた金額となります。
- 新型コロナウイルス感染症による事業中止の場合の扱い
新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、当該補助事業を中止することになった場合、既支出分のみ補助対象となります。

6 応募団体の資格

- 次の（１）から（３）のいずれかに該当する団体とします。なお、応募は、第４「補助事業の期間」に記載された期間に、**１団体につき、１提案まで**とします。
 - （１）特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のうち、次の要件を満たすもの
 - ア 奈良県内に事務所を有し、法第２条第１項に定める特定非営利活動を行う主たる区域が奈良県内であること。
 - イ 特定非営利活動に関して原則１年以上の継続的な活動実績があること。
 - ウ 法第２９条に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）の全てを所轄庁に提出していること。
 - エ 法人の運営について、法に規定する適切な運営がなされていること。
 - オ 法人の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
 - カ 奈良県地域貢献サポート基金の団体登録について、過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。
 - （２）社会貢献活動及び地域貢献活動を主たる目的とする法人格のないボランティア団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は地縁団体（自治会、町内会、老人会、婦人会等）のうち、次の全てを満たすもの。

- ア 奈良県内に活動の拠点を有し、社会貢献活動や地域貢献活動を行う主たる区域が奈良県内であること。
- イ 社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則 1 年以上の継続的な活動実績があること。
- ウ 団体の役員が法第 20 条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。
- エ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- オ 法第 2 条第 2 項第 2 号の要件に該当する団体であること。
- カ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算書類及び決算書類を整備していること。
- キ 団体の運営を、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
- ク 奈良県地域貢献サポート基金の団体登録について、過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。

- (3) 上記に規定に該当する複数の団体から構成される実行委員会等。ただし、「特定非営利活動又は社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則 1 年以上の継続的な活動実績があること。」については構成団体の 3 分の 2 以上の団体が満たせば足りるものとする。

7 応募方法

- 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課まで、**特定記録郵便または簡易書留郵便、配達記録のある宅配便**で送付もしくは持参してください。（郵送等の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください）

(1) 申請期間

令和 2 年 6 月 22 日（月）から令和 2 年 7 月 17 日（金）17 時【必着】まで

※持参の場合の受付時間は、9 時～17 時（土日祝及び 12 時～13 時を除く）

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、基本的には郵送でお願いします。持参していただいても、受け取りのみでその場での確認等はできません。

(2) 申請書類

本事業に応募する団体は、次の書類を 1 部作成し、申請してください（申請書類はお返しいたしませんので、必ずコピーをとっておいてください）。

- ① 寄附者テーマ設定型協働推進事業企画提案書（様式 1）
- ② 事業計画書（様式 2）
- ③ 事業の実施体制（様式 3）
- ④ 団体目的等についての誓約書（様式 4）
- ⑤ 団体の規約・定款等の写し・役員名簿
- ⑥ 直近 1 年間の事業報告書（書式は自由です）
- ⑦ 直近 1 年間の収支計算書（書式は自由です）

⑧ その他参考資料（団体紹介パンフレット、機関誌等）

※「事業に必要な経費の収支計画表」において、「積算の目安」に記載のない、もしくは高額な経費を計上されたとき、根拠資料（見積書やカタログの写し等）の提出を求める場合があります。

※複数のNPO等が実行委員会等を組織し共同提案する場合は、様式2の「事業計画書」の「2. 団体概要」、様式4の「団体目的等についての誓約書」、「団体の規約・定款等の写し」、「直近1年間の事業報告書及び収支計算書」は、各NPO等ごとに作成してください。

※提出いただいた書類は、様式2の「事業計画書」の「2. 団体の概要」中の「連絡責任者」欄以外は、全て原則公開対象の資料とします。

※書類の様式の電子データは、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載されていますので、ご利用ください。

奈良県地域貢献サポート基金のホームページ

<http://www.naravn.jp/kikin/support/>

8 審査方法

○ 審査機関

「奈良県協働推進審査会」における審査を経て、補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

○ 審査方法

公開プレゼンテーション審査により行います。ただし、応募多数の場合には、書面審査により、公開プレゼンテーションを行う事業を絞る場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、書面審査等による審査に変更する場合があります。

＜公開プレゼンテーション審査＞

①日時 令和2年8月25日（火）午後

②場所 奈良県文化会館 集会室A・B（奈良市登大路町6-2）

※公開プレゼンテーションを欠席された場合は、失格となりますのでご注意ください。

※台風や災害の影響により公開プレゼンテーションを中止する場合がありますので予めご承知おきください。

○ 審査結果

審査の結果については、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載するとともに、申請団体すべてに通知します。

○ 審査基準

審査項目	内 容
課題への対応性	・ 寄附者設定テーマに的確に対応し、十分にその解決を図り得るものとなっているか
公 益 性	・ 事業の受益者が特定の人や団体に限定されず、対象地域において不特定多数の者の利益となるなど、公共の利益を増進させるものとなっているか
先駆性・新規性	・ 県内において先駆的な事業であるか ・ 申請者の既存事業と同一の事業にあつては、それを発展させるものであるか
実 行 性	・ 活動実績、実施体制など、事業の遂行能力は十分あるか ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止への取組は適切であるか
具体性・実現性	・ 実施方法について、具体的に計画されているか ・ 実現に至る手順が明確に示されているか ・ 計画について、実現可能なものとなっているか ・ 事業経費の積算は適切か
組織観・使命感	・ 事業の取り組みに意欲や熱意があるか ・ 積極的に情報公開に努めているか

※事業計画は、具体的・詳細（いつ・どこで・何をするのか・事業規模等）に記載してください。計画が具体的でない場合、審査において、減点となります。

※審査の結果、同順位であった場合には、新規に応募のあった団体を優先して採択することがあります。

9 補助事業の流れ

① 事業の公募	令和2年6月22日（月）～7月17日（金）【必着】
② 事業の審査	公開プレゼンテーション 令和2年8月25日（火）午後 開催場所：奈良県文化会館 集会室A・B （奈良市登大路町6－2） ※公開プレゼンテーションを欠席された場合は失格となりますので、ご注意ください。 ※応募多数の場合、公開プレゼンテーションの前に、書面による審査を行う場合があります。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、実施しない場合があります。
③ 採択事業の決定	令和2年9月上旬を予定
④ 事業実施	令和2年9月10日～令和3年2月28日 選定された事業計画書に沿って事業を実施 ※事業執行上必要がある場合は、一部補助金の概算払いをすることができます。
⑤実績報告・精算払	事業完了後、20日以内に実績の報告が必要となります。 実績報告を確認後、補助金の精算払いを行います。

10 留意事項等

○ 新型コロナウイルスの感染拡大の防止について

現在内閣官房のウェブサイトにおいて、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について情報提供がされています。①事業の企画、②採択後の実施においては、これらの情報を参考に新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでください。

内閣官房ウェブサイト：<https://corona.go.jp/>

○ 情報公開への同意

審査過程の公平性及び透明性を高めるため、提案事業の概要、団体名及び審査結果をホームページ等により公表します。また、公開プレゼンテーション時には、提案事業の概要書を資料として来場者に配布するほか、県庁内の関係課にも情報提供を行います。

○ 選定された団体の義務

選定された団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。

また、事業終了後は、事業成果報告会での発表等、制度の普及・検証のためのご協力をお願いします。

奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課 協働推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-8715 / FAX 0742-27-9574

URL <http://www.naravn.jp/kikin/>

寄附者テーマ設定型協働推進事業企画提案書

イオングループからの寄附金を活用した
「奈良の文化遺産やまちなみの保全事業」

奈良県知事

荒井 正吾 様

団体所在地 〒630-8501

奈良市登大路町30

団体名 特定非営利活動法人

きょうどう

役職 理事長

代表者名 奈良 花子

特定非営利活動

法人きょうどう

理事長之印



令和2年度実施のイオングループからの寄附金を活用した「奈良の文化遺産やまちなみの保全事業」の企画について、以下のとおり関係書類を添えて提出します。

添 付 書 類	1. 事業計画書（様式2） 2. 事業の実施体制（様式3） 3. 団体目的等についての誓約書（様式4） 4. NPO等の規約・定款等の写し、役員名簿 5. 直近1年間の事業報告書（書式は自由です） 6. 直近1年間の収支計算書（書式は自由です） 7. その他参考資料（団体紹介パンフレット、機関紙 等）
---------	---

※1. 本企画書及び添付書類は、（様式2）事業計画書「2. 団体の概要」の「連絡責任者」及び「連絡先住所」欄以外全て原則公開資料とします。また、提出いただいた書類の返却はいたしません。

※2. 複数のNPO等が実行委員会等を組織し共同で応募する場合は、（様式2）事業計画書「2. 団体の概要」、（様式4）団体目的等についての誓約書、団体の規約・定款等の写し、役員名簿、直近の1年間の事業報告書、直近1年間の収支計算書を、NPO等ごとに1部ずつ作成して下さい。

(様式2)

事業計画書

1 事業の概要

テーマ名	イオングループからの寄附金を活用した「奈良の文化遺産やまちなみの保全事業」		
事業名	〇〇〇〇〇〇事業		
概要（事業の概要、必要性、公益性、手法、期待される効果等について、簡潔・明瞭に記入して下さい。）			
事業目的	～と～し～を目的とする。		
事業期間	令和 2年 9月10日 ～ 令和		
実施場所	〇〇市		
対象者	〇〇		
事業内容	～と～することによって～する。		
総事業費	550,000円	助成対象経費	400,000円
他からの助成金、委託金、分担金	☐ 有 ・ 無	相手先	国 ・ 市町村 ・ ☐ 民間団体
必要性：～と～することによって～を解決する。			
理由：～では～が問題となっており、～する必要がある。			
利益：～だけでなく、～にとっても利益となる。			
手法：～を実施する。			
【日時】～【場所】～			
【対象者】～【周知方法】～			
期待される効果：～と～することにより、～が改善され～することが期待できる。			

概要について、簡潔・明瞭に記入してください。

この概要で、どのような事業かがおおよそ理解できるように記入してください。

円単位まで算出してください。

他からの助成金がある場合、こちらを囲み、右欄の該当相手先も囲んでください

補助対象外経費がない場合には、総事業費と補助対象経費は同額となります。
補助対象外経費がある場合には、補助対象経費は総事業費から補助対象外経費を差し引いた金額となります。

記載例

2 団体の概要

団体の名称	特定非営利活動法人 きょうどう				
活動の開始年月	平成23年 4月				
法人格	☒ あり・申請中・なし（該当するものに○印をつけて下さい）				
認証・許可年月日	平成25年4月1日 所轄庁：奈良県				
所在地住所	住所	〒630-8501 奈良市登大路町30			
	TEL	0742-27-0000			
	FAX	0742-27-0000			
	E-mail	xxxx@xxx.xx.jp			
	URL	http://www. xxx			
代表者職・氏名	職名	理事長	ふりがな	なら はなこ	
			氏名	奈良 花子	
連絡責任者 連絡先住所 ☐ 自宅 ☒ 所属先	氏名	登大路 太郎			
	住所	〒630-8501 奈良市登大路町30			
	TEL	0742-27-0000			
	FAX	0742-27-0000			
	E-mail	xxxx@xxx.xx.jp			
設 立 の 目 的 と 現在の活動内容	本法人は、～することを目的として、～し、平成23年4月に設立した。 現在は、主として～ ～ ～ の活動をしている。				
	個人会員数20人 / 団体会員 1団体 / 専従職員 2人				
団体の財政状況	昨年度	収入	000,000円		今年度
		支出	000,000円		
活動実績 (箇条書き)	平成29年 4月	〇〇イベント実施			
	平成30年 1月	〇〇参加協力			
	平成31年 4月	奈良県主催イベント運営受託・実施			
行政との協働事業実績 および助成・補助実績 (申請中を含む) (箇条書き)	平成31年 4月	奈良県主催イベント運営受託・実施			
	令和 2年 6月	〇〇財団助成金申請（決定は令和2年〇月予定）			
備 考	過去に、行政機関と協働したり、補助を受けたりしたことがある場合は記入してください。 （過去3年位を目安にしてください） 現在、他の補助金等を申請中の場合も、こちらに記入してください。 この欄に記載があることで、信頼を増すことができます。 （不利になることはありません）				

定款や会則に記載の目的を記入してください。

収入と支出を記入する
(事業報告または事業計画の額を記入)

記載例

3 事業のスケジュール

年 月 日	活 動 内 容	実施場所
令和2年 9月10日	〇〇イベント開催実行委員会発足式 参加予定：会員〇人 協賛団体〇団体	
令和2年10月	〇〇イベント参加団体募集 訪問依頼： 〇件 〇人×〇日間	
令和2年11月	〇〇イベント開催事前全体会議 参加予定：スタッフ〇〇人 参加団体〇〇団体	
令和3年1月	〇〇イベント開催 スタッフ〇〇人 日当〇円/日 参加団体〇〇団体 会場使用料〇円	
令和3年2月	〇〇イベント 事後処理 精算等	

・応募事業についてのスケジュールと、その内容について、収支計画表との整合性を考慮して記入してください。

・スケジュールに記載のない日程での実施は事業計画変更申請手続きが必要となる場合があります。そのため、屋外でのイベントなど、不確実性のあるものに関しては、当日に実施できなくなった場合の対応も記入してください。（予備日設定等）

4 この事業を応募するにあたり特にアピールしたいこと

今回、この事業に応募したのは、〜〜。
この事業を実施することにより、〜〜。

審査会で実施するプレゼンテーションで、特にアピールしたいところを記入してください。

どういったところが、募集テーマに沿っているか等、事業に対する使命感や熱意などを記入してください。

5 新型コロナウイルスの感染拡大防止への取組

この事業を実施するにあたり、〜〜。

三密を避ける場所の設定、換気の方法や頻度、一度に集まる人数の工夫、消毒方法、事業実施にあたっての健康チェック等、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対策を記入してください。

記載例

6 事業に必要な経費の収支計画表

実施期間：令和2年9月10日 から 令和3年2月28日

団体名：特定非常利活動法人 きょうどう

収入の部

費 目 等	金 額(円)	経 費 内 訳
自己資金	50,000	寄附金〇円、会費〇円
イオングループからの寄附金を活用した「奈良の文化遺産やまちなみの保全事業」補助金	400,000	
民間からの助成金	100,000	〇〇財団からの助成金（予定）
合 計	550,000	

金額だけでなく、内訳を必ず記入してください。

支出の部

費 目 等	金 額(円)	経 費 内 訳
補助対象経費		
旅費交通費		
通信運搬費	〇〇〇	郵送料 〇円×〇通
消耗品費	〇〇〇	コピー用紙〇円×〇枚
印刷製本費	〇〇〇	チラシ〇円（〇枚）
賃借料 （会場使用料・リース料等）	〇〇〇	会場使用料〇円
諸謝金		
保険料	〇〇〇	イベント保険〇円×〇人
人件費	〇〇〇	イベントスタッフ〇円×〇人×〇日
その他		
小 計	500,000	
補助対象外経費		
食料費	50,000	昼食代 1,000 円×50 名
小 計	50,000	
合計	550,000	

金額だけでなく、仕様、単価、数量等を必ず明記してください。

一致

事業に必要な予算のみを記入してください。団体運営に関する費用は記入しないでください。

※ 必要な費目は適宜追加して下さい。

記載例

〈参考〉

積算の目安

「事業に必要な経費の収支計画表」作成にあたっての標準金額（目安）を提示します。該当する費用は、こちらを参考に計上してください。

（事業採択時に当該金額を補償するものではありません。）

下記目安を超える単価については、根拠（見積書等）を提示してください。

費 目	内 容	標準単価
旅費交通費	県内交通費（県内往復１日）	550
	大阪市内交通費（奈良—大阪往復）	1,140
	京都市内交通費（奈良—京都往復）	1,280
	東京往復交通費	32,700
	東京往復・１泊付	46,300
	自動車利用 1km	20
通信運搬費	郵便代(例@84円×100部)	8,400
消耗品費	コピー用紙A4 １包（500枚）	500
	封筒 定型外 100枚	1,000
	封筒 定型 100枚	400
印刷製本費	A4冊子50P 100部	60,000
	A4冊子100P 100部	90,000
	チラシ片面カラー A4 500部	5,000
	リーフレット両面カラー A4判・2ツ折 200部	20,000
賃借料	会議室使用料（100人以上定員1日）	24,500
	会議室使用料（41～99人定員1日）	9,900
	会議室使用料（16～40人定員1日）	5,600
	会議室使用料（15人まで定員1日）	2,200
	普通車リース（1日）	10,000
	軽トラックリース（1日）	8,000
諸謝金	講師料（大学教授等、1日）	26,000
	講師料（大学教授等、1時間）	6,500
	所得税等含む	
保険料	ボランティア保険（1人・1年間）	350
	ボランティア行事保険（20人・1日）	2,520

※単価が2万円以上の物品は原則備品扱いとなります。（他事業においても使用可能な汎用性の高い物品は不可）

※諸謝金、人件費及び旅費交通費については、下表に基づき計上してください。

	諸謝金	人件費	旅費交通費
NPO団体等の職員	—	○	○
NPO団体等の 役員・会員	報酬あり	×	○
	報酬なし	○	○
上記以外 (講師やボランティアスタッフ)	○	○	○

記載例

7 本事業の次年度以降のステップアップ計画(将来的に自立して実施していくことを見据えて)

ステップアップ内容 今回の補助事業を活かし、来年度以降どのように事業を展開、継続していくか等、具体的に記載してください。	・本年度より発展させていく内容等 ～について、さらに～し、実施していく。 ・収入の確保方法(県補助金がないことを想定) ～により、収入を確保することで自立して活動を行っていく。		
実施スケジュール	時期 令和3年度 8月 12月 2月	活動内容 〇〇 △△ □□	場所 〇〇 △△ □□
収支予算	収入	費目・経費	金額
		寄附金・会費	〇〇
		〇〇代	〇〇
	収入合計		〇〇
	支出	費目・経費	金額
		広告費	〇〇
		イベント費	〇〇
	支出合計		〇〇

将来、補助金がなくとも、継続して事業を行っていくためには、どのように収入等を確保し、団体として自立して事業を行っていくかを記載ください。(事業の将来の展望は審査にも反映されます)

記載例

(様式3)

令和2年6月22日

事業の実施体制

団体名 特定非営利活動法人
きょうどう
役職 理事長
代表者名 奈良 花子

特定非営利活動
法人きょうどう
理事長之印
印

担当業務	氏 名	団体での 役職名	担当業務の詳細
総括・代表	奈良 花子	理事長	全体把握
総括	法蓮 二郎	理事	全体運営調整
事務・会計	登大路 太郎	監事	事務的作業全般
スタッフ統括	高天 華子	理事	スタッフ取りまとめ
募集統括	小西 三郎	理事	参加募集に関する取りまとめ
運営スタッフ	高畑 英子		事務・会計のサポート
運営スタッフ	雑司 四郎		事務・会計のサポート

主に、事業において役割を持って活動するメンバーを記入してください。
団体で、役員でない場合は、役職の記入は不要です。

※役員及び職員のうち、この事業に関連する者について記入して下さい。

団体目的等についての誓約書

団体名 特定非営利活動法人
きょうどう
役職 理事長
代表者名 奈良 花子

特定非営利活動法
人きょうどう理事
㊞ 長之印

当団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

記

1. 奈良県内で活動するNPO法人、ボランティア団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は地縁組織（自治会、町内会、老人会、婦人会等）であること。
2. 団体の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
3. 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
4. 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
5. 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
6. 団体の全役員は、特定非営利活動促進法第20条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

(特定非営利活動促進法第20条)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

※特定非営利活動促進法施行規則

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。